

令和5年

議会運営委員会会議録

とき 令和5年12月26日

品川区議会

令和5年 品川区議会議会運営委員会

日 時 令和5年12月26日（火） 午前9時00分～午前9時37分
場 所 品川区議会 議会棟5階 第4委員会室

出席委員 委員長 高橋 伸明 君 副委員長 若林 ひろき 君
副委員長 大倉 たかひろ 君 委員 せりざわ裕次郎 君
委員 西村 直子 君 委員 こしば 新 君
委員 このの 孝子 君 委員 塚本 よしひろ 君
委員 松永 よしひろ 君 委員 山本 やすゆき 君
委員 安藤 たい作 君 委員 石田 ちひろ 君
委員 須貝 行宏 君

その他の出席議員 議長 渡辺 ゆういち 君 副議長 あくつ 広王 君

出席説明員 桑 村 副 区 長 堀 越 総 務 部 長

事務局職員 大澤 区議会事務局 長 横 田 庶 務 係 長
黒 肥 地 議 事 係 長 吉 田 調 査 係 長

○午前9時00分開会

○高橋（伸）委員長

ただいまより、議会運営委員会を開会いたします。

本日の予定は、お手元に配付の予定表のとおりです。

なお、本日は、1名の傍聴申請がございますので、ご案内いたします。

3 令和5年第2回臨時会について

(1) 理事者から発言を求められている件について

○高橋（伸）委員長

まず、予定表の順番を入替えまして、先に予定表3、令和5年第2回臨時会についての(1)理事者から発言を求められている件についてを議題に供します。

本件につきまして、副区長よりご説明願います。

○桑村副区長

おはようございます。本日は、お時間をいただきまして、ありがとうございます。12月27日の臨時会本会議に、お手元に配付の2議案を提案させていただき、ご審議を賜りたく、この場をおかりいたしまして説明を申し上げます。

最初に、令和5年度品川区一般会計補正予算、第7号について、ご説明をいたします。

本案は、物価高騰対策として、ひとり親世帯への給付金や子育て世帯、住民税均等割のみの世帯への給付金などを計上するものであります。本案につきましては、早期に事業を開始する必要がありますことから、本臨時会に提案させていただくものであります。

次に、専決処分の承認を求めることについてでございます。本議案は、早期の事業開始等が必要でありましたが、議会を招集する時間的余裕がありませんでしたので、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分をし、同条第3項の規定に基づき、本臨時会に報告し、議会の承認を求めるものであります。

令和5年度品川区一般会計補正予算、第6号でございます。本案は、住民税非課税世帯に対し、物価高騰対策追加給付金を支給するために要する経費を計上したものであります。

説明は以上でございます。何とぞよろしくお願ひ申し上げます。

○高橋（伸）委員長

説明が終わりました。

本件につきまして、ご質疑等ございましたら、ご発言願います。

○安藤委員

通常でしたら議案審査の2日前に資料をいただくのですが、今回は明日なので、できれば早めに補正予算議案の資料をいただければと思うのですが、そこら辺はいかがでしょうか。

○桑村副区長

ご意見として受け止めさせていただきますが、一つは、議案説明会で一定の議案を説明しないうちに説明資料が公式に行くというのは、なかなか難しいのかと思います。今、お話を伺いましたので、こういう場合にどういう資料を、事前にお渡しするという言い方は失礼な言い方ですけれども、いわゆる区として提案理由を説明する前に、先に、例えば委員会等を、この委員会に指定したということでご説明することはいかがかということもあります。ただ、時間を取らなければいけないというご事情もよく分

かりますので、議長あるいは議会運営委員長等とご相談しながら、今後こういうケースについてはご相談させてもらいたいと思います。よろしくお願いいたします。

○安藤委員

ぜひ充実した審議をしたいというふうに思っておりますので、ぜひ柔軟な対応など、ご検討いただければと思います。

○高橋（伸）委員長

ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋（伸）委員長

ないようですので、質疑を終了いたします。

桑村副区長、ありがとうございました。

〔副区長、総務部長退席〕

○高橋（伸）委員長

それでは、明日の本会議の流れにつきましては、後ほど、議事日程の説明の中で局長からも説明がありますが、私からも簡単に説明させていただきます。

ただいまの議案につきましては、明日の本会議で上程され、各所管委員会に付託後、本会議を休憩し、委員会審査を直ちに行う予定であります。

なお、委員会審査の終了後、この議案に対する本会議での採決方法を確認するために、再度、議会運営委員会を行うこととなりますので、よろしくお願いいたします。

以上で本件を終了いたします。

1 会派変更届について

○高橋（伸）委員長

次に、予定表1、会派変更届についてを議題に供します。

それでは、局長よりご説明願います。

○大澤区議会事務局長

予定表の次に、参考資料として会派届の写しを添付してございます。共産より、12月8日付で会派変更の届出が提出されました。中塚亮議員の脱退により、共産の構成員は5名から4名になり、併せて、のだて稔史議員が副幹事長に就任するというものでございます。

会派順に変更はございません。

中塚亮議員は無所属となり、無所属議員は合計9名となります。

○高橋（伸）委員長

説明が終わりました。

本件について、特に確認等はございますか。

○安藤委員

このたび、私どもの会派に所属していた中塚区議が抜けるということで、会派変更となり、議席や控室など、様々議会運営にお手を煩わせることになり、申し訳ありませんでした。

今回の会派変更ですが、共産党として、中塚区議に議員辞職を求め、共産党から除籍となったことによるものです。その理由は、日本共産党品川地区委員会名で見解を発表し、その中身が新聞報道でも伝

えられましたように、中塚区議が、猥褻な言動による性暴力、セクシュアルハラスメントを行っていたこと、それが被害者からの告発で判明し、本人にも事実確認したところ、全て事実と認めたことによるものであります。被害者は、日常生活を送ることに困難を抱えることになりました。

私たちとしては、当然、議員として職にとどまるべきではないと考え、本人に辞職するよう求めましたが、本人は受け入れませんでした。したがって、党を除籍といたしました。

この場をおかりし、改めて被害者に心からのお詫びを申し上げるとともに、一日も早い回復をお祈り申し上げます。

なお、私たちは、事実が判明して以来、被害者の回復、被害者への二次被害は出さないという点を最優先に対応してまいりました。したがって、共産党としましては、先日、党として公式に発表した見解以上の事実を述べることは今後もしません。ご理解いただければと思います。また、この見解は、区議団も参加し作成したものであり、当然ながら、区議団も同じ立場、区議団としての見解であることも付け加えさせていただきます。

なお、私どもの会派の各委員会配置や、各種議会選出委員・評議員等については、本来の下命では動かすことになると思いますが、残り任期も考え、このタイミングで動かすと、ご迷惑にもなりますし、二重の負担をかけることにもなりますので、できれば、現行のままでお願いできればと思っています。

改めて、正副議長、議会運営委員会の皆さん、事務局の皆さん、このたびは、ご迷惑お掛けいたしましたして申し訳ありませんでした。

○高橋（伸）委員長

ほかにございますか。

○せりざわ委員

今、安藤委員からお話しいただいて、基本的に区議団も、今の地区委員会の立場と同じということでお話を伺いました。念のため確認させていただきたいのですが、12月12日、13日と、大手新聞社の報道があつて、私も報道ベースでは何となく伺ってはいるのですが、品川区議会として、いろいろお問合せもいただいているので念のため確認で、まず、事実として、地区委員会からの調査があつて事実が認定されたというようなお話があつたと思うのですが、会派としてご本人に確認をされたのでしょうかということがまず1点。

そのご本人との確認の上で、今回の会派の離脱というか、変更に至っているのか、まず、この2点を教えていただきたいのですが。

○安藤委員

本人と直接話して事実確認を行ったところ、全て事実と認めております。見解にもありますように、そういったことです。会派としても確認して、会派としても判断したということでございます。

○せりざわ委員

では、もう1点だけ。少し厳しい指摘になりますが、そうすると、今回、会派としても、もしくは党としても、地区委員会としても、セクハラという事実認定をされたということだと思いますが、今回、離脱にはなつて無所属にはなりますけれども、区議会にセクハラをされた方が今後も居るわけでありませぬけれども、それに対して、会派から何か行動を起こすというようなイメージはあるのでしょうか。

○安藤委員

共産党からは、辞職勧告決議案等を出す考えはないのですが、ただ、議員辞職すべきだと強く思っておりますし、共産党としても、本人に繰り返し辞職を求めてきたところですので。仮に決議案が出された場

合は、賛成するつもりです。また、その際も、繰り返すようですが、二次被害を避けるという観点から、地区委員会の見解以上のことをお話しすることはいたしません。

○須貝委員

今、共産党のお話を聞いたのですが、我々も新聞報道、それから、共産党の赤旗新聞で公表されているという話を聞きまして、文面も読ませていただきました。今、安藤委員の言うとおりに記載されておりました。

しかし、一般社会に公表されたこれだけの事実に対して、そのまま見過ごすということは、やはり品川区議会の議会改革を進めている中で、品川区議会としては、私は何か対応をとるべきだというふうに思います。今この場所で話すべきかどうかは分かりません。あとで委員長のほうからなのかもしれませんが、私は、明確に、こういう事実を相互に認めているということならば、議員辞職勧告決議案を品川区議会として提出するべきだと思います。

○高橋（伸）委員長

ほかにございますか。

○塚本委員

今、須貝委員のほうからも、具体的に辞職勧告というお話が出ましたけれども、いわゆるこういった議員によるハラスメント行為、こういうことについて、品川区議会としてどのような対応が考えられるか。これは事務局にお聞きしたいのですけれども、いわゆる過去の事例などで、何かこういった対応をとってきたということがあったりするのか、あるいは、明文化されないまでも、内規みたいなものがあるのか、こういう対応をとるように定められているみたいなどころがあるのか、そのところを教えてくださいたいと思います。

○大澤区議会事務局長

品川区議会としては、過去にこのような事例はございません。規定も特には、今のところはないです。

○塚本委員

そうすると、いわゆる辞職勧告決議案というのは、時々、他の自治体などでも出てきたりして見聞きをするのですけれども、ほかには何かそういう、問責決議というものがあつたか、そういうものとか、何か幾つか、議会として、他の自治体の例などを踏まえた上での対応の在り方というのか、手法というのか、そういうものが、どういったものになるのかということが今の段階で分かれば教えてください。

○大澤区議会事務局長

ほかの議会の事例でございまして、報道ベースではございますが、逮捕された場合に、辞職勧告決議案を提出しているというケースが散見されます。また、件数としては少ないですけれども、被害者から陳情書をもって決議案を提出したりですとか、あとは、辞職勧告のほかには、不祥事には毅然と対応し、議会の信頼回復に努めることを誓う決議案を提出している場合がございます。

○塚本委員

分かりました。ありがとうございます。

今後、区議会として必要な対応、とるべき対応は、少し検討する必要もあるかと思っておりますけれども、その一方で、また、共産党の会派としては、本人にも話を聞いているというお話でしたけれども、本人から、区議会として弁明等を聞く機会も一定必要かなとも思います。いずれにしても、また新たな検討ということでは、何ができるかということを考えていく必要があるかと思っております。

○高橋（伸）委員長

ほかにございますか。

○あくつ副議長

区議会副議長の立場から確認をしたいのですけれども、まず、この件に関して、議会に、もしくは区役所に対して、区民からのお問い合わせがあったかどうか、これは事務局にお伺いしたいと思います。

そして、これは議長に伺いたいのですけれども、議員から何かこの件に関しての問い合わせなり、抗議といったものが何かあったのか、これは確認させてください。

○大澤区議会事務局長

事務局には、メールで1件お問合せいただいております。

○渡辺議長

品川区議会の議員からの問合せはありました。内容確認等も含めてです。

○あくつ副議長

先ほど、共産党から、結構踏み込んだ丁寧なご説明をいただいたかと思います。我々も報道ベースでしか分からないものですから、地区委員会だけではなく、区議会のほうの共産党も全く同じ見解であるし、中塚氏の事実を認めたというところについて、区議会共産党としても確認をされているということ、私どもも、今、認識をさせていただきました。

その上で、先ほどのご説明の中で少し教えていただきたいのですが、なぜ共産党は、そこまでおっしゃっておきながら辞職勧告決議案を出されないのか。出すつもりがないのか。ただ、賛成はするとおっしゃっていますけれども、そこが1つ。

それと、委員会の配置については、今までどおりでお願いしたいという先ほどのご発言がありました。中塚議員は、これまで共産党として、総務委員会に所属をされていらっしゃるという私の認識ですが、これからジェンダー平等条例、名前はまだ決まっていませんけれども、この前、答申案が出されて、恐らくこれは近いうちに議会に条例案として出てくる。そうした場合に、これは総務委員会で審議をされるものであると考えています。我々も、答申の内容やパブリックコメントの内容などもいろいろ勉強会等をして、かなり多様な価値観の中での難しい条例になっています。その中で、まだ一方当事者の話でしか私たちは確認していませんで、中塚議員本人からはまだ何も聞いていない中ですが、そういった疑念を持たれている方を総務委員会に置くということで今おっしゃったということですが、この2点について、共産党の見解を伺いたいと思います。

○安藤委員

辞職勧告決議については、共産党から必ず出さないということを今の時点で明言してしまうことも少しどうかと、今少し思い直しているところがありまして、なぜ出さないと言ったかという、繰り返しますけれども、私たちとしては、そういったことを起こした以上は、議員は辞めるべきだと強く思っておりますし、それはもちろん何回も言ったわけですが、辞職勧告決議となりますと、私たちとしては、やはり二次被害を出したくないということが相当ありまして、様々、私たちから提案するということになりますと、では事実はどうだったのだと、何が行われていたのかとか、相手は誰だったのかとか、そういうことに答えなくてはいけない状況になってしまうというのを懸念しているということなのです。

でも、先ほど言ったように、そういったことがあったとしても、仮に私たちが出そう、あるいは、区議会として出されようがですけれども、私たちとしては、被害者を守るという観点から、見解以上のことを言うつもりはないのですけれども、提案者になるのかとか、あるいは共産党として出すのか出さないのかということは、検討する必要はあるかなと、少し今、考え直しています。

委員会の件は、私たちとしても、私たちが変わらないということが、中塚区議が残るという点になるというところまで、そこまで思いが至らなかったという点はございます。

○あくつ副議長

ありがとうございます。率直なご意見だったと私は評価したいと思います。別にそこを何か責めるとか、追及するとか、そういうつもりはないですし、ただ、二次被害云々ということなのですけれども、結局、今のところ、我々が持っている情報は、共産党地区委員会なり、共産党区議団の今のご説明しかないのです。その中で、辞職勧告決議案をほかから出すというのは、少しそれは論理的に無理があるかなど。いわゆる本人からの何かしらの発信がない中で、それは共産党しか分かり得ない状況であって、そのようにご主張されるのであれば、先ほど、その可能性は排除しないというお言葉もいただいたので、それはよくよくご検討いただきたいと思います。

○高橋（伸）委員長

ほかにごありますか。

○山本委員

当会派としても、今までの話を踏まえましても、議会として何らかの対策をとっていくべきではないかと考えております。

○高橋（伸）委員長

ほかにごありますか。

よろしいですか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○高橋（伸）委員長

ほかにはないので、以上で本件を終了いたします。

2 議会運営上の変更について

- (1) 議席について
- (2) 議員控室について
- (3) 一般質問の持ち時間について

○高橋（伸）委員長

次に、予定表2、議会運営上の変更についてを行います。

本件につきましては、このたびの会派変更に伴う変更について、協議、確認いただくものであります。それでは、(1)議席についてから、(3)一般質問の持ち時間についての3件を一括して議題に供します。局長より説明願います。

○大澤区議会事務局長

(1)議席について、資料No.1-1および1-2をご覧ください。

1-1が現行の議席でございます。

今回、共産の構成員変更により、資料No.1-2のとおり、鈴木ひろ子議員が3列目に、中塚亮議員が4列目に移動となります。この内容にご異議がなければ、明日27日の本会議の際、変更後の議席表をあらかじめ席上に配付し指定する予定です。変更後の議席表は、明朝より、登庁表示盤のタッチパネル前に掲示いたします。

(2)会派控室について、資料No.2をご覧ください。会派の変更に伴うレイアウト案でございます。

変更箇所を太枠で囲っております。4階、無所属控室2に中塚亮議員が加わります。人数が増えるため、資料裏面をご覧くださいまして、5階の議員応接室の奥のスペースを併せて無所属控室2の方に使っていただきます。6階でございますが、共産の控室については、人数が減ることから、仕切りを設け、一部を事務局倉庫として使用することといたします。

人数に応じた面積配分ということで、各控室の面積と、括弧内に1人当たりの面積を記載してございます。

この案でご確認いただけましたら、必要な準備に入らせていただき、対象の控室の方には、別途詳細をお知らせいたしますので、ご協力をお願いいたします。

(3)一般質問については、12月5日の議会運営委員会で、第1回定例会の一般質問につきまして確認をさせていただきましたが、会派の変更に伴いまして変更がございます。

詳細につきましては、共産の構成員が1名減により、持ち時間が5分の減で残り15分となります。申し合わせ確認事項によりまして、一般質問の実施時間は最低20分以上となっておりますため、共産の一般質問はなくなります。そのため順番の変更がございます。

詳細につきましては、予定表4の(1)でご説明申し上げます。

○高橋（伸）委員長

説明が終わりました。

本件について、ご質疑等ございましたら、ご発言願います。

よろしいですね。

それでは、議席の変更、議員控室、一般質問の持ち時間および順番については、ただいまの局長の説明のとおりでよろしいでしょうか。

[「はい」と呼ぶ者あり]

○高橋（伸）委員長

それでは、さよう決定いたします。

明日の本会議では、共産におかれましては、変更後の座席に着席するようお願いいたします。また、ほかの会派におかれましても、会派内での周知をよろしくお願いいたします。

以上で本件を終了いたします。

(4) 常任・議運・特別委員について

○高橋（伸）委員長

次に、(4)常任・議運・特別委員についてを議題に供します。

まず、本件について、局長から説明願います。

○大澤区議会事務局長

資料No.3をご覧ください。会派の変更に伴いまして、左側の欄、総務委員会でございますが、中塚議員は無所属議員として所属することになります。

次に、資料No.4、議会運営委員会でございますが、共産の人数減による構成の変更はございません。

次に、資料No.5、特別委員会でございますが、共産の配分は3人となり、行財政改革特別委員会に所属していた中塚議員の分が欠員となります。委員会としましては、年度のまとめに入っている段階でございますので、欠員の補充はしないという案になってございます。なお、中塚議員からは、辞任願が提出される予定でございます。

○高橋（伸）委員長

説明が終わりました。

まず、議会運営委員会につきましては、比例配分に変更は生じないということであります。

次に、常任委員会および特別委員会につきましては、委員長としては、各委員会まとめの時期に入ってきていることや、共産からのお申出も考慮いたしますと、基本的には、現在の委員会構成から変更は行わないこととしたいと考えておりますが、ご意見等はございますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋（伸）委員長

ありがとうございます。

それでは、常任委員会については、現在の委員構成とし、行財政改革特別委員につきましては、共産の会派変更に伴い、共産の委員を2名から1減し、その分は欠員といたします。

以上で本件を終了いたします。

(5) 各種議会選出委員・評議員等について

○高橋（伸）委員長

次に、(5)各種議会選出委員・評議員等についてを議題に供します。

まず、本件について、局長より説明願います。

○大澤区議会事務局長

資料No.6をご覧ください。このたびの会派変更に関連する各種会議でございます。

附属機関等議会選出委員に該当はございません。

土地開発公社評議員については、本来、無所属議員の割当てはございませんが、相手方があることと、時期的なことを勘案し、現状のままでよろしいかという確認をお願いいたします。

品川区スポーツ協会評議員については、令和2年度から4年間の任期となっており、次回の選出は令和6年5月が予定されています。こちらも現状のままでよろしいか、ご確認をお願いします。

最後に、議会改革各会議においては、中塚議員は今後、無所属議員として広報会議に所属することとよろしいか、ご確認をお願いしたいと存じます。

○高橋（伸）委員長

説明が終わりました。

本件についても、委員長としては、やはり年度途中であること、任期の終盤であること、また、何より相手方もあることなどから、変更は行わず、現在のままとしたいと考えておりますが、ご意見等はございますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋（伸）委員長

ありがとうございます。

それでは、各種議会選出委員・評議員等について、現在の構成からの変更を行わないことといたします。

以上で本件を終了いたします。

3 令和5年第2回臨時会について

(2) 議事日程(1)および追加議事日程について

○高橋（伸）委員長

次に、再び予定表3、令和5年第2回臨時会についてのうち、(2)議事日程(1)および追加議事日程についてを議題に供します。

それでは、局長より説明願います。

○大澤区議会事務局長

資料No.9をご覧ください。

第2回臨時会につきましては、12月27日、午前10時開議です。

日程に入る前に、議席の変更を行い、議事日程(1)に入ります。

日程第1、会期の決定について。会期は、12月27日の1日間とします。

日程第2、第104号議案、専決処分の承認を求めることについて、桑村副区長より説明がございました。こちらは厚生委員会に付託の予定です。

次に、日程第3、第103号議案、令和5年度品川区一般会計補正予算について、新井副区長より説明がございました。歳出審査は各常任委員会、総合審査は総務委員会に付託の予定です。

本会議休憩後、各常任委員会を開催いたしまして、区民、厚生、文教で議案の審査、終了後、総務委員会で総合審査を行い、その後、議会運営委員会を開催いたします。議会運営委員会終了後、本会議を再開し、委員長報告、表決という流れを予定してございます。

追加議事日程でございますが、資料No.11にございますように、中塚議員の行財政改革特別委員の辞任許可についてになります。

資料No.9にお戻りいただきまして、終了は、午後4時を見込んでおります。

○高橋（伸）委員長

説明が終わりました。

本件について、ご質疑等がございましたら、ご発言願います。

ないようですので、本件について、会派での周知をよろしく願いいたします。

以上で本件を終了いたします。

4 令和6年第1回定例会について

(1) 一般質問の順序について

(2) 予算特別委員会の運営について

○高橋（伸）委員長

次に、予定表4の令和6年第1回定例会についてを議題に供します。

(1)および(2)の2件を一括して局長よりご説明願います。

○大澤区議会事務局長

予定表4、(1)一般質問の順序について、予定表をご覧ください。先ほどご説明したとおり、順番に変更が生じます。

記載のとおり、2日目の一般質問の1番目が自民となります。その後、単純に繰上げますと、2日目に自民が2回登壇することになりますので、順番を入替えて、当初、3日目の登壇予定だった未来が2日目に繰り上がることといたします。3日目は休憩を挟まず午前中で質問が終了する予定です。

なお、再度のご案内にはなりますが、質問者の氏名報告につきましては、1月15日までにお願いい

たします。

次に、(2)予算特別委員会の運営について、資料No.1 2をご覧ください。1 2 - 1 が款別審査、1 2 - 2 が総括質疑です。

レイアウト案については前回の議会運営委員会でご確認いただいておりますが、会派の変更に伴い、窓側の席が共産が4人、無所属が6人に変更となります。

○高橋（伸）委員長

説明が終わりました。

まず、一般質問の順序については、局長の説明のとおりでよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○高橋（伸）委員長

それでは、さよう決定いたします。

改めて、各会派での周知をよろしくお願いいたします。

次に、(2)予算特別委員会の運営についてですが、レイアウト（案）について、資料No.1 2の案のとおりでよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○高橋（伸）委員長

それでは、さよう決定いたします。

こちらも改めて各会派での周知をよろしくお願いいたします。

以上で本件を終了いたします。

5 その他

(1) 議長会等の報告について

(2) 通年での服装軽装化について

○高橋（伸）委員長

次に、予定表5、その他を議題に供します。

初めに、(1)議長会等の報告についておよび(2)通年での服装軽装化についてを、一括して議長よりお願いいたします。

○渡辺議長

まず、議長会の報告は、主な点ということで、1点、都区財政調整協議の途中経過と申しますか、協議状況の報告がありました。

例年この時期という中なのですが、財調協議会、財調幹事会の中でのあらましとして、例年、区側の、財調の取扱いに関する50近くの提案がなされたのですが、その議論の中で8項目に絞って、今、協議をされていると。主なものとして、高校生等医療費助成事業費、また、清掃費の見直し、これは特に報道ベースで、いろいろな物価高騰も含めた中で、清掃費全体の見直しは、議長会でも大変話題になっている点であります。この辺が大きくありました。また、協議事項にはならなかったのですが、項目の中で少し、品川区の流れから、あるいは東京都全体、他の区の意向も含めて、ひきこもり対策事業費ですか、病児保育事業費、この辺も区からの要望として項目としてありました。ここは本当に賛同できる部分かと思っております。また、品川区が先行している学校給食の無償化に係る経費、これはもう他の区からも要望として強くあったことをご報告いたします。

詳しい資料は、また事務局で閲覧いただければと思います。

続きまして、服装軽装化ということで、前回の議会運営委員会の際に議長一任という流れであったので、ご報告いたします。

まず、区の試行状況に併せまして、議会も同様に取り組みたいと思います。この間、各会派の意向ですとか、大きな反対等もなかったもので、服装軽装化の試行実施を区側と合わせると。これは目的としたら、ウォームビズ等と少し異なりましたので、改めてご説明します。

まず、職員提案がきっかけだったということです。働きやすい環境の整備、楽な服装も含めてです。働きやすい環境の整備とSDGs達成への取組の推進という環境課等の見解をならうものです。試行期間は、年明け、令和6年1月4日から令和7年3月31日までということで、今日、明日の臨時会のための議会運営委員会が開かれましたので、今日お伝えできる場として、1月4日から、これはもう十分対応可能であると思いました。

これまでのサマー룩キャンペーン期間中の服装の取扱いに則すということで、要点を言います。本会議場では、ノーネクタイ、上着の着用。何もこれを徹底しろということではなくて、任意です。ネクタイをされる方はされるでしょう。また、委員会室では、ネクタイ、上着ともに省略が可能と。重ねて申し上げますが、ネクタイの着用は個々の判断であり、ノーネクタイを強制するものではありません。それと、上着を省略した際に、議員記章の着用は忘れないようお願いしたいという点であります。これが今、軽装化ということで報告になります。

最後に、もう1点だけ、お願いといたしますか、確認したいと思います。

議会側からの職員への問合わせの点で、まず、区の行政職員、あるいは議会事務局職員の勤務時間への配慮をお願いしたいと思います。勤務時間は通常ですと、午前8時30分から5時15分、これを皆さんご承知だと思います。この時間外業務に議員の都合で対応されていると少し気になる指摘をいただいたように、私自身も気になりましたので、改めて徹底したいと思います。

例を言いますと、日中は当事者の議員がいない中で、例えば午後5時頃にやってきて理事者と打合せをすると、それが午後7時、8時までやっているケース等も見受けられたので、これは配慮が必要だと。あるいは、事務局にしても、やはり執務時間、午後5時15分以降は、議員の都合だけの対応があつてはならないかなど。これはもちろん、予算特別委員会や決算特別委員会等、こういう特殊な場合は除きますが、日常の中で、ぜひこれは働き方改革を含めて、議会側が配慮すべきかと思っておりますので、ぜひご理解いただきたいと思っております。

○高橋（伸）委員長

議長の報告等について、ご質疑等はございますか。

よろしいですか。

ただいま議長から、通年での服装軽装化については、前回12月5日の当委員会において、議長一任としたものでございまして、今の議長のご発言のとおりであります。議会においても服装軽装化を試行的に実施することといたします。

議会においては、従前のサマー룩キャンペーン期間中の対応に沿い、本会議場では、ノーネクタイ、上着着用、委員会室では、ネクタイ、上着ともに省略可とし、本格実施することになった暁には、服装軽装化を「夏季期間中」と限定している申し合わせ確認事項を変更することにしたいと思っておりますが、よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○高橋（伸）委員長

それでは、さよう決定し、議会においても令和6年1月4日以降、令和7年3月31日までの間、服装軽装化を試行実施することといたします。

なお、委員会において上着を省略した場合でも、議員記章は必ず着用していただくこととなりますので、ご注意ください。

本件について、会派内での周知をよろしくお願いいたします。

以上で本件を終了いたします。

(3) その他

○高橋（伸）委員長

次に、(3)その他を議題に供します。

その他で何かございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋（伸）委員長

ないようですので、以上で本件を終了します。

以上で、本日の予定は全て終了いたしました。

次回の開催は、明日12月27日水曜日、本会議休憩中の開催を予定しております。

これもちまして、本日の議会運営委員会を閉会します。

○午前9時37分閉会